

20 全林協 第 40 号
平成 20 年 3 月 21 日

SGEC 森林認証審査報告書

『緑の循環』認証会議

会 長 佐々木 恵彦 殿

『緑の循環』認証会議 審査機関
社団法人 全国林業改良普及協会
会 長 綿貫民輔 殿

下記の申請森林について、当審査機関では『緑の循環』認証会議 (SGEC) の定める諸規定に沿って審査を終了し、認証 (することに決定いたしましたので、その内容について報告いたします。

記

申請者の名称：トライ・ウッド SGEC 管理協議会
代 表 者： 会 長 井上 伸史
所 在 地：大分県日田市上津江町川原 2810-1

森林の所在地：大分県日田市上津江町川原字初ノ 3422 番地他
／総面積 957.88 ha ・1市町村 23 団地 (森林所有者単位)

※担当者の連絡先

担当者：(株)トライ・ウッド 森林保全課 上山 和豊
電 話：0973-55-2656
F A X：0973-53-2323
E-mail：shinrin@try-wood.com

SGEC森林認証審査報告書

トライ・ウッド SGEC 管理協議会

平成 20 年 3 月

(社)全国林業改良普及協会

目 次

I. トライ・ウッド SGEC 管理協議会の概要

II. トライ・ウッド SGEC 管理協議会の審査経過

III. トライ・ウッド SGEC 管理協議会の認証対象森林の

審査判定事由書

IV. トライ・ウッド SGEC 管理協議会の認証対象森林の

審査判定書

V. 確認資料一覧

VI. 写真

VII. 添付資料

I. トライ・ウッド SGEC 管理協議会の概要

1. 申請者 トライ・ウッド SGEC 管理協議会 会長 井上 伸史

2. 森林所有者 トライ・ウッド SGEC 管理協議会 会員 23 名

③ 森林の所在地 大分県日田市上津江町川原字初ノ 3422 番地ほか

④ 森林面積 957.88 ha 団地数：1 市町村 23 団地（森林所有者単位）

「森林の所有者別内訳表」

単位：ha

会員氏名	人工林	天然林	その他	計
1	12.39	2.03	0.42	14.84
2-(1)	14.45	0.55		15.00
2-(2)	6.99	0.70		7.69
3	9.14	1.13	0.23	10.50
4	34.04	1.02	1.38	36.44
4	1.10			1.10
5	10.04	4.55		14.59
6-(1)	2.39	0.10		2.49
6-(2)	1.46			1.46
6-(3)	23.74	4.37		28.11
7-(1)	0.85			0.85
7-(2)	23.20		0.10	23.30
8	62.85	0.81	3.09	66.75
9-(1)	17.06	1.38		18.44
9-(2)	4.57	1.59	0.64	6.80
10	24.77	6.06		30.83
* 11	62.29	3.30	6.38	71.97
12-(1)	3.14			3.14
* 12-(2)	98.87	6.50	1.34	106.71
* ③	45.26	13.94	23.29	82.49
14	56.93	15.13	11.63	83.69
15	280.34	12.13	25.78	318.25
16	8.04	4.31	0.09	12.44
計（以上・23名）	803.91	79.60	74.37	957.88

5. 森林の管理主体 株式会社トライ・ウッド

代表者：代表取締役 井上 伸史

所在地：大分県日田市上津江町川原 2810-1

6. 森林資源構成表

区分	上段:ha													合計	
	1 齡級	2 齡級	3 齡級	4 齡級	5 齡級	6 齡級	7 齡級	8 齡級	9 齡級	10 齡級	11 齡級	12 齡級	13 齡級		
人 工 林	すき	10.81	34.21	18.45	48.80	25.94	54.27	78.46	114.88	88.88	57.18	7.62	26.18	82.26	647.94
		0	233	1,054	4,631	3,630	9,890	17,482	29,598	26,780	19,143	2,786	10,334	38,892	164,453
	ひのき	7.03	43.47	23.12	10.14	5.73	14.92	18.41	4.56	2.88	1.39	0.00	0.00	2.09	133.74
		0	208	812	694	651	2,153	3,166	947	735	396	0	0	846	10,608
	くぬぎ	1.13	1.42	4.95	1.82	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	9.32
	0	44	296	138	0	0	0	0	0	0	0	0	0	478	
他広 (人)	12.03	0.63	0.25	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	12.91	
	0	17	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32	
人計	31.00	79.73	46.77	60.76	31.67	69.19	96.87	119.44	91.76	58.57	7.62	26.18	84.35	803.91	
	0	502	2,177	5,483	4,281	12,043	20,648	30,545	27,515	19,539	2,786	10,334	39,738	175,571	
天 然 林	まつ (天)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.10	0.00	0.10	0.00	0.03	0.00	0.00	0.22	0.45
		0	0	0	0	0	21	0	27	0	11	0	0	99	158
	くぬぎ (天)	0.00	0.00	0.00	4.06	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	4.06
		0	0	0	273	0	0	0	0	0	0	0	0	0	273
	他広 (天)	0.00	2.20	0.07	9.52	9.99	26.89	8.17	12.76	0.72	0.94	1.02	2.43	0.38	75.09
	0	78	4	756	991	3,090	1,033	1,793	108	148	164	396	62	8,623	
天計	0.00	2.20	0.07	13.58	9.99	26.99	8.17	12.86	0.72	0.97	1.02	2.43	0.60	79.60	
	0	78	4	1,029	991	3,111	1,033	1,820	108	159	164	396	161	9,054	
そ の 他	竹林														3.97
	伐採跡地														18.22
	崩壊地														3.48
	岩石地														18.86
	その他														29.84
	他計														74.37
合計	31.00	81.93	46.84	74.34	41.66	96.18	105.04	132.30	92.48	59.54	8.64	28.61	84.95	957.88	
	0	580	2,181	6,492	5,272	15,154	21,681	32,365	27,623	19,698	2,950	10,730	39,899	184,625	

7. 森林の沿革・概況

(1) 地域の概要

日田市上津江町（旧上津江村が、平成 17 年に前津江村、中津江村、大山町、天瀬町とともに日田市へ編入合併。以下、「上津江町」という。）は、大分県の西部（大分県西部地域森林計画区内）に位置し、東西 12km 南北に 12.5km で、東部・南部及び南西部は熊本県と接し、北部は津江川を隔てた中津江村に接しており、筑後川の源流である川原川と上野田川の 2 支流の周囲に集落が形成されている。

地質は、洪積世安山岩で土壌は褐色森林土が多く黒色土が南部に一分布している。標高は、310m～1,180m で気候は山地型気候に属するため、年平均気温は 12℃程度、年平均降水量は多く 3,000mm に達する。気温が低く、降水量が多いのが特徴

日田市全体の森林面積は 55,616ha であり、上津江町の総面積は 8,853ha、森林面積は 8,081ha（森林率 91%）である。その内訳は、国有林 854ha、民有林 7,227ha とな

森林下に分布している褐色の土壌
表層は黒 下には褐色

っている。民有林の人工林は5,950haで人工林率は82.3%となっている。

その民有林の人工林の樹種内訳はスギ5,094ha、ヒノキ768ha、その他133haである。そのうち、間伐の必要性が高い3~7 齢級が1,450haであり人工林面積の24%を占めている。

また、85%の森林が水源かん養保安林に指定されており、下流域への水源地として森林の健全な育成が重要な地域である。

当該地域は、霧の発生が多いため空中湿度が高く、林木の育成に適している有名林業地帯であり、ここで営まれる林業は、上津江町の経済の根幹をなし、住民の生活を支えてきた。

しかしながら、木材価格の低迷等により、その様相は一変し、林業経営として立ちいくのは100ha以上の森林所有者に限られ、その数は不在村林家を含めて4戸程度でにとどまる。これ以外は、10ha以下の森林所有者が96%を占める状況にある。

そのため、森林資源から得られる林業収入は、林家の総収入の1%程度であり、林業経営のみでは業として成り立たない状況であり、サラリーマン勤めによる兼業林家、農業との複合経営が多く、後継者の林業離れや森林の放棄に拍車をかけている。

(2) 森林・林業の沿革

日田地方に始めてスギが植えられたのは、江戸時代初期であり、隣町の中津江村にある「津江神社」の30本の巨木が「日田杉」の元祖といわれている。

この頃の主な造林樹種は、ミツマタ・コウゾ・ハゼであったが、その後、宮崎県椎葉村からスギの「直挿し木」の技術が移入され、19世紀には、日田代官の造林奨励策で焼き畑農法と並行して植林が盛んに行われるようになった。明治20~30年代の産業隆盛期に飛躍的に造林面積が拡大した。

明治末期から大正期には、更なる挿し木苗の技術開発により、苗の大量生産と大面積造林が行われるようになった。

第2次大戦中は、軍事資材として、また、戦後は復興需要の中で大面積皆伐が行われ、日田地方のいたる所で伐採跡地が増大し、昭和28年6月の未曾有な「筑後川大水害」の遠因ともいわれている。

また、それまでの木材運搬は筏流しによる水運であったが、昭和30年代に入ると道路が整備されトラック運送へと変わっていった。

販売方法は、山元での立木販売から、市場での素材販売という共販体制が確立されていった。

日田地方における木材供給量は、昭和39年度の53万m³をピークに輸入材の台頭、木材価格の低迷等により現在では30万m³まで落ち込んでいる。

前述のように、上津江町の経済の根幹をなし、住民の生活を支えてきた林業は、木材価格の低迷等により、その様相は一変し、現在では、林業経営のみでは業として成り立たない状況となっている。

これに拍車をかけているのが、後継者の林業離れや森林の放棄である。

(株)トライ・ウッドは、上津江町のこのような状況を打開しようと、平成2年に日田市を中心に設立された第3セクターである。

第三セクターとして、地域の働き場の確保、後継者育成は重要であり、この間、機械化推進による生産性向上・ローコスト林業をめざした取り組みや、森林の管理から木材の加工販売までを一貫した新しい木材流通のかたちを構築し、地域とともに「地域材の需要拡大」への取り組みを行ってきた。

(株)トライ・ウッドは、これまで「山と町をつなぐ健全な森づくり家づくり」を基本理念とした、川下に森林の重要性、木材の良さを訴えかけた事業推進を図ってきた。

今回のSGEC森林認証への取り組みは、(株)トライ・ウッド出資株主の多数の森林所有者から出された「今後の森林経営は、豊かな自然環境と持続的な木材生産が両立する健全な森林育成を念頭に進める必要がある」との意向よるとともに、(株)トライ・ウッド設立の基本理念の具体化を目指したものである。

(3) 認証対象森林の現況

認証対象森林の人工林率は84%と80%を超えており、樹種別にみるとスギが80%、ヒノキが17%、クヌギ等の広葉樹が3%となっている。

齢級別で見ると、保育期の1~4 齢級で27%、間伐期の5~7 齢級で25%、主伐期に相当する8 齢級以上で52%となっている。特に7 齢級以上が全体の60%を占めている。若齢級は近年、再造林面積が伸びないことから低位にある。

天然林は、クヌギ等の広葉樹が主体で8%。その他、伐採跡地(18ha)、竹林(4ha)、岩石地等(52ha)合わせ8%となっている。

当面の課題は、やや遅れ気味の6~7 齢級林分の確実な間伐実施と、人工林の長伐期化などの推進である。

(4) 機能区分、制限林、保護林等の状況

市町村森林整備計画において、認証対象森林の機能区分は「水土保全林」(903ha)、「森林と人との共生林」(50ha)及び「資源の循環利用林」(5ha)に区分されており、94%が公益林としての水土保全林となっている。その水土保全林の90%が水源かん養保安林に指定されている。

また、認証対象森林内に上津江村教育員会が指定した天然記念物(樹木1本)がある。その内訳は次頁のとおりである。

【機能区分及び保安林の現況】

単位：ha

区 分	人工林	天然林	その他 ※2	計
保安林 ※1	723.84	62.10	29.65	815.59
水土保全林	785.79	62.20	54.82	902.81
森林と人との共生林	35.67	13.34	1.33	50.34
資源の循環利用林	0.59	4.14	-	4.73

※1：保安林は全て水源かん養保安林

※2：竹林、岩石地、崩壊地等

長期育成に
変わったと
いうことか?
水源かん養、
土石の崩壊等の
災害の防止、
また自然環境の保全形成等
指定は公益目的を達成するため、
農林水産省及び都道府県知事による指定あり。
立木の伐採による林形等の変更 規制あり

【天然記念物】

- ・上津江村指定天然記念物（植物）

名 称：イロハモミジ

所在場所：日田市上津江町大字上野田字滝ノ谷地区

指定年月日：平成 16 年 10 月 8 日

(5) 認証対象森林の管理

「トライ・ウッド SGEC 管理協議会」（以下、「管理協議会」という。）は、(株)トライ・ウッドの出資株主の森林所有者で、同社に森林の施業を委託し、SGEC の森林認証取得及び「森林に関する法令及び SGEC の基準・指標」を遵守することについて同意・誓約した森林所有者 23 名で立ち上げたグループである。

認証対象森林の管理は、「管理協議会規約」、「経営方針書」、「環境方針書」等に基づき「管理協議会」で行う。

1) 「管理協議会」の目的

この管理協議会は、適正な森林管理により、健全な林分育成を図り、また、森林管理に携わる人たちの管理意識の変革を森林認証制度を導入することによりもたらし、環境保全林として持続可能な森林を保持していくことを目的とする。

2) 「管理協議会」の事業

前記の目的を達成するため次の事業を行う。

- ① 適正に森林を管理し保全する事業。
- ② 森林環境の保全を図る事業
- ③ 林業の担い手育成及び確保する事業。
- ④ 森林認証制度の普及、啓発及び取得に関する事業
- ⑤ 持続的な森林経営を図るための支援事業 等

3) 「管理協議会の会員」

前記の目的に賛同する森林所有者

その認証対象森林の施業委託を受けている(株)トライ・ウッド（以下、「トライウッド」という。）は、前述のように平成 2 年 11 月に、森林の多面的な公益機能と経済林としての機能を両立させ、「森林を守り育てる若い後継者育成」を図ることを目的に第 3 セクター方式で設立された事業体である。

*参考

【トライウッドの概要】

- ・所在地：大分県日田市上津江町川原 2810-1
 - ・代表者：代表取締役 井上 伸史
 - ・役員：取締役 13 名（内、常勤 3 名）、監査役 2 名
 - ・社員数：67 名（常勤役員 3 名を含む）、
 - ・資本金：4.054 億円
- | | |
|-------------|------------|
| 日田市 | 380,000 千円 |
| 日田市森林組合 | 10,000 千円、 |
| 森林所有者 | 10,400 千円 |
| 大分県森林整備センター | 5,000 千円 |

・平成 18 年度総取扱高：8 億円

・事業内容

育林事業、森林土木事業、素材生産事業、木材加工事業、堆肥生産事業、
林産品加工販売事業、エコ商品事業等

・素材生産量

単位：m³

区分	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度(見込)
主伐	4,560	5,790	7,140	6,184	7,440 7,310
間伐	10,640	13,510	16,660	14,427	17,013
計	15,200	19,300	23,800	20,611	24,800

・所有林業機械

集材機 5 式、ハーベスタ 6 式、林内作業車 2 式、グラップル 4 台、フォワーダー 3 台、クレーン付きトラック 2 台、油圧ショベル 4 台、4t ダンプトラック 2 台、スイングヤーダ 1 台、チェンソー 25 台、刈払機 15 台、チップパー機 1 台、ノーマン台車 1 台、ワンマン台車 1 台、ワンマン式オートテーブル 1 台、木材乾燥装置 3 台、フォークリフト 12 台等

・森林作業班の編成

森林作業班 20 名 (平均年齢 35 歳・1 班 2 名編成)

(6) 過去 5 年間の施業履歴

【施業履歴】

単位；ha

年度	再造林	下刈	除伐	間伐	枝打	台風災害地 整理伐	台風災害地 跡地造林
15 年度	7.19	27.62	34.90	-	6.04	-	-
16 年度	8.71	36.89	26.94	2.90	-	-	-
17 年度	0.42	43.05	12.87	4.42	7.13	6.37	6.37
18 年度	2.93	52.13	3.65	6.21	3.16	0.94	0.94
19 年度	4.10	52.30	1.00	-	0.70	8.92	8.92

(7) 林道・作業道の整備状況

林道 33,015 m ~~42,015 m~~ 40,015 m
 作業道 10,365 m 13,365 m
 総延長 43,380 m 52,380 m
 路網密度 45.29 m/ha

↑ この数字は何がわかる？

0.
 (8) 過去5年間の森林被害の記録

単位：ha

年度	病害	虫害	獣害	森林火災	気象害	合計	備考
13年度	—	—	—	—	—	—	
14年度	—	—	—	—	—	—	
15年度	—	—	—	—	—	—	
16年度	—	—	—	—	16.23	16.23	9月の台風18号
17年度	—	—	—	—	—	—	
18年度	—	—	—	—	—	—	

※16年度の台風被害地は、国の激甚災害指定を受け20年度までの5年間において復旧造林をすることとなっているが、認定対象森林は今年度（19年度）末までに全て完了する予定となっている。

19年度 - - - - -
 20年度 - - - - -

8. 認証対象森林の経営方針

管理協議会の森林経営に当たっては、森林の持つ公益的機能を高度に発揮させ、持続可能な森林経営を進めるため、次のような基本方針により「経営方針」を定め、これにより適正な森林整備を実施することとしている。

- ① 地域林業の担い手としての認識を持って持続可能な森林経営を行うため、「後世に残そう、かけがえのない森林を」との基本理念に基づいて、若者が林業の現場で誇りをもって安心して仕事のできる次のような「環境づくり」を進めていく。
 - ・福利厚生充実と収入の安定。
 - ・機械化林業への取り組みを推進し、一般企業並みの待遇改善と作業における負荷軽減を図る。
- ② 事業推進に当たっては、森林の管理から加工販売、そして家づくりに関することまで、山元に主軸を置いた森林の管理経営、原木の安定供給と木材の利活用の推進を図るための一貫した新しい木材流通を実現する。
- ③ 簡易作業路網等の整備による伐木・搬出から植林・保育までのコストの削減と、林地を荒らすことのない形での一貫した作業を実施する。
- ④ 森林を管理し、健全な森づくり・家づくりという町側と連動した顔の見える直接的な事業を進めるためには、山と町の人達がお互いに理解し合うことが重要である。そのための手法として、適切な森林管理を行っていることを第三者機関に認証してもらい、森林の重要性等を地域とともにPRしていくことが肝要である。

そのことにより地域材・国産材の需要拡大も期待できる。

また、昨今の環境税の導入による国民総参加による森づくりが叫ばれる中であって、山側の森林管理の取り組み方が今後大きく問われることとなる。

以上のような考え方を基本に次のような「経営方針」を定め、持続する森林経営を目指すこととしている。

(1) 林業経営

山林所有者の森林に対する要望は、資産的な価値の増大であり、資産的価値の高い高齢級林分をつくり後世代に残していくことを柱とする。

- 1) 皆伐後は2年以内に植栽を行う。
- 2) 1事業地について5ha以上の皆伐はしない。
- 3) 目標伐期齢は80年とする。
- 4) 間伐は36年生以上から利用間伐とし、それ以下の林分については切り捨て間伐とするが、利用可能なものは出伐する。
- 5) 間伐の繰り返しは、林分密度にもよるが10年を目安として行い間伐率は2割から3割を上限とする。
- 6) 伐期の目標(80年)残存立木本数は1ha当り400本とする。
- 7) 森林管理現場における生産性の向上と生産コストの削減が与えられた大きな課題であり、林地の傾斜度を考慮し林地の保全を第一に考え、架線索張りと、路網整備による高性能林業機械作業を臨機応変に行っていく。

また、森林を適正に管理する上で木材の利用・販売という側面にも目を向けることが重要であり、現在行っている町側の工務店、設計士、ユーザーとの交流を介した家づくり事業を更に進め生産地と直結した、自然素材を活かした天然乾燥材としての付加価値の高い供給体制システムを確立し、資金の還流を図って地域と森林の活性化を促していく。

(2) 公益機能の維持・推進

認証対象森林の94%が水土保全林に指定されており、「森林に関する法令及びSGECの基準・指標」を遵守し、森林施業計画に基づいた適正な森林管理を行い森林の持つ公益的機能を高度に発揮させ持続可能な森林経営が重要であり、次により公益機能の維持・推進に努める。

- 1) 伐採跡地には2年以内に植栽を行う。
- 2) 下刈りは、雑草木の繁茂の状況により6~10年生まで行い、植栽木等の健全な成長を促す。
- 3) 保育としての除間伐、利用間伐は、下草植生を促し、水土保全等の森林の有する公益的な機能を最大限に発揮させるため、太陽光が林内に常に差しこむように適度に実施していく。
- 4) 林道、作業道・作業路の造成に当たっては、林地を荒らすことなく、また、土壌の劣化、野生の動植物保護による生態系の保全等を重視した作業マニュアルを遵守する。
- 5) 林地の保全・防災機能、生物多様性の保全を重視し、岩石地、尾根筋、沢筋等で造林木の健全な成長が見込めない箇所は、保護樹帯として設定し、防災機能を強化する。

また、沢筋には水辺林を設置して、多様な樹木の育成を促し、水資源の保全や土砂流失防止機能を強化する。

(3) 地域への貢献

1) 木材の需要拡大、地産地消への取組み

認証対象森林の資源を有効に活用し、雇用の場の確保と若者の定住による地域の活性化を図ることが大きな課題であり、地域材利用という観点を前面に打ち出し、森林の管理から木材の加工、販売まで山元を基軸にした「家づくり事業」を行政の協力を得て推進する。

また、主たる森林資源の杉材の利活用の促進ということで、構造材、内装化粧板材、幅はぎパネル板材等「家1棟分」全てを受注生産により、町側の工務店、設計士、ユーザーとの直接取引により「津江杉の家」ブランドとして販売をPRする。

2) 森林体験・交流事業の推進

トライウッドが年4回実施している上津江町側との交流事業「森林体験（きやどん）ツアー」は、森林・木材のことをもっと深く理解してもらうための事業であり、山の厳しさ、素晴らしさ、本当の木の良さを「百聞は一見にしかず」の観で参加してもらい、森林・林業・木材の重要性をPRする格好の場であり、当管理協議会としても会員の森林の活用を図るなど積極的に取り組んで行く。

3) 消費者教育や子供達を対象とした森林環境教育の実施

近隣の小学校、中学校の授業の一環として森林体験学習があり、その受け入れをトライウッドで行っており、森林管理の山の作業現場体験、木材の加工体験、机上学習等を実施している。

このような森林体験学習を希望する、小・中学校が増えてきつつあり、受け入れ組織体が少ない中であって、当管理協議会としても会員の森林の活用を図るなどトライウッドと連携し、次代を担う子供達の森林・林業に対する理解を深め、自然環境の大切さを認知してもらう。

4) 新しい林業技術の開発や普及

山元に課せられた大きな課題は、生産コストの削減と環境に配慮した持続する森林経営である。

これを達成するためには、将来における森林管理道としての役割を担う路網の整備が必要であるが、トライウッドとの連携のもとに当面、次の項目に重点を置き技術開発を進め普及を図っていくこととしている。

- ① 生産コスト削減と収入を目的とした列状間伐 ?
- ② 高性能林業機械の利用推進
- ③ 天然乾燥材による、「津江杉構造材」のブランド化

9. 認証対象森林の環境方針

管理協議会では、関係法令およびSGEC森林認証の基準・指標を遵守し、森林施業を通じて地球温暖化の防止、水土保全、生物多様性の保全などに努めるとともに、環境関連の知識を増やし、持続可能な森林経営を目指すため、「環境方針書」を定め、これに基づき生物多様性の保全を考慮した事業展開を図るとしている。

その内容は次のとおりである。

7. 例えは?
- (1) 環境保全に関する法令を厳守し、林業経営と環境保全の両立をめざす。
 - (2) 適切な森林整備に取り組み、森林の多面的な機能の維持・向上を図る。
 - (3) 各種施業の実施にあたっては、土壌及び水資源の保全に努める。
 - (4) 保護樹帯の設置、水辺林（河畔林）の保全など動植物の生息・生育環境の保全に努める。
 - (5) 適切な森林整備に取り組み、森林の二酸化炭素を吸収する機能を高めるとともに、国産材・地域材の循環利用を促進し、地球環境温暖化防止に貢献する。
 - (6) 施業の実施にあたっては、化石燃料および大気汚染物質、廃棄物の削減に努めるとともに廃棄物が出た場合は、地域で定められた方法により適切に処理する。
 - (7) 森林病虫害防除にあたっては、生態的防除に努め、林業薬剤等を使用する場合は、適切な管理のもと必要最低限の量とする。生態的防除とは?
 - (8) 野生動植物の捕獲・採取は極力避け、どうしても採取しなければならない必要が生じた場合には、生物多様性保全の観点から、その種の保全に支障がない必要最小限のものとする。また、新たな外来種の導入も極力避け、どうしても水土保全等の観点から導入しなければならない必要が生じた場合には、生態系への影響を慎重に検討し、導入の際はその悪影響を注意深く監視する。
 - (9) モニタリングを実施し、持続的に森林の状況及び林内に生息・生育する動植物の把握に努める。
 - (10) 調査研究・教育のため、地方自治体、研究機関から協力要請があった場合は、可能な限り協力する。
 - (11) 生物多様性の保全に関する知識の習得に努める。
 - (12) 動植物のモニタリング調査により、貴重な動植物が見つかった場合関係機関に連絡するとともにその保護の体制を整える。
 - (13) モニタリング調査等で得られた情報は、積極的に公開する。

10. 施業指針の概要

管理協議会では、SGEC 森林認証の基準・指標等を準拠した「生物の多様性の保全を考慮した施業指針」を作成しており、それに基づき適切な施業を実施することとしている。

なお、認証対象森林は、日田市上津江町森林整備計画において「水土保全林」(903haのうち816 haが水源かん養保安林)、「森林と人との共生林」(50 ha)、及び「資源の循環利用林」(5 ha)に区分されており、94%が公益林としての水土保全林となっている。

その機能区分ごとの具体的な森林整備の推進方向は次のとおりとされているが認証対象森林については、「水土保全林」以外の森林についても「高齢級(80年)」の森林への誘導を行うものとしている。

なお、天然林については、尾根筋、沢筋など、人工更新が困難な場所に生育しているマツ類、カシ・シイ類等であり、水土保全の観点から、保護樹帯として管理していく計画である。